

県北広域振興局長告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年2月15日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 道前浄法寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市浄法寺町下沢104番2地先から手倉森125番1地先 まで	新	m 36.6～10.0	m 120.0
	旧	22.0～9.2	120.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで